平成２４年（フ）第４７１号
愛知県豊田市寿町３丁目46番地　アシューレ201号
債務者　圓藤　輝義
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都築　真琴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
長崎県長崎市小江原４丁目27番７号
債務者　和田　耕一
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　祥之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
神奈川県三浦郡葉山町一色2499番地
債務者　笠井　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　英隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３３３号
佐賀県佐賀市新栄東４丁目１番１号　ハイツ清本201、申立時佐賀県佐賀市新栄東２丁目２番10―601号
債務者　精巧テックこと　中原　　聖
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永尾　竹則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７８９号
札幌市白石区本郷通９丁目北１番７―405号
債務者　竹本　一教
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４０８号
札幌市北区北31条西６丁目２番18号　ハウスメモリー101号
債務者　五十嵐哲男
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６９８号
北海道石狩市花川南５条５丁目134番地　スマイルハウス花313号室、住民票上の住所北海道石狩市花川南８条４丁目434番地　リベロ202号
債務者　永野　修身（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１９号
札幌市東区東雁来９条２丁目１番１号　ディア東雁来102号
債務者　佐々木舞子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８５６号
札幌市西区発寒６条10丁目７番10―302号
債務者　遠度　直利
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８８１号
札幌市北区北32条西６丁目４番１号　北峰ハイツ202号
債務者　寺田奈津子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９３７号
札幌市東区北21条東13丁目１番５号　赤山東マンション２号
債務者　平　　晶洋
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５号
北海道石狩郡当別町六軒町70番地38
債務者　村田　朋美（旧姓山端）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７号
札幌市厚別区厚別中央５条３丁目４番16号　関ハイツ302号
債務者　木村　美香（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１号
札幌市白石区本通16丁目南４番48号　ＳＴハイム３号
債務者　野地由香里
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１号
北海道石狩市花川北２条５丁目61番地　憩いの園豊寿106号
債務者　村重　節子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５号
札幌市白石区中央１条７丁目８番17―207号
債務者　佐藤　誠隆
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４号
群馬県沼田市利根町追貝761番地１
債務者　工藤　雅邦
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係